

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年2月28日
【会社名】 株式会社夢真ホールディングス
【英訳名】 YUMESHIN HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾
【本店の所在の場所】 東京都文京区大塚三丁目11番6号
【電話番号】 03 (5981) 0670 (代表)
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐藤 大央
【最寄りの連絡場所】 東京都文京区大塚三丁目11番6号
【電話番号】 03 (5981) 0670 (代表)
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐藤 大央
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】 (第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 3,200,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
1,253,200,000円
(第5回新株予約権)
その他の者に対する割当 375,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
1,875,375,000円
(第6回新株予約権)
その他の者に対する割当 425,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
2,500,425,000円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	2,500,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	3,200,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.28円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年3月18日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号
払込期日	平成25年3月18日(月)
割当日	平成25年3月18日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋支店

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下、「第4回新株予約権証券」又は文脈に応じて、個別に若しくは第5回新株予約権証券及び第6回新株予約権証券と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成25年2月28日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「買取契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
3. 平成25年2月28日(木)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「買取契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないうこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、500円とする(以下「当初行使価額」という。)
3. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
4. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をすときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,250,000,000円

(注)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日(当日を含む。)から平成28年3月17日(当日を含む。)までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 池袋支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1.28円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う。

(注)

1. 本新株予約権の行使許可

割当予定先は、本新株予約権の引受けに関して当社と締結する買取契約(以下、1新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)において「本買取契約」といいます。)に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、当該許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は2,500,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとし、かつ
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,500,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	375,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.15円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年3月18日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号
払込期日	平成25年3月18日(月)
割当日	平成25年3月18日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋支店

(注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、「第5回新株予約権証券」又は文脈に応じて、個別に若しくは第4回新株予約権証券及び第6回新株予約権証券と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成25年2月28日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「買取契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

3. 平成25年2月28日(木)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「買取契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないうこととなります。

4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

新株予約権の行使
時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、750円とする(以下「当初行使価額」という。)
3. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
4. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} \\ \hline \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をすときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,875,000,000円 （注）別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年3月18日（当日を含む。）から平成28年3月17日（当日を含む。）までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 池袋支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.15円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う。

(注)

1. 本新株予約権の行使許可

割当予定先は、本新株予約権の引受けに関して当社と締結する買取契約(以下、2 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)において「本買取契約」といいます。)に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、当該許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は2,500,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,500,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	425,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.17円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年3月18日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号
払込期日	平成25年3月18日(月)
割当日	平成25年3月18日(月)

払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋支店
--------	----------------

- (注) 1. 第6回新株予約権証券(以下、「第6回新株予約権証券」又は文脈に応じて、個別に若しくは第4回新株予約権証券及び第5回新株予約権証券と総称して、「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成25年2月28日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下、3新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)において、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 平成25年2月28日(木)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,500,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 当社は平成25年3月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、終値のない日は除く。以下同じ。)の当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記取引日の間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 当初、500円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 2,500,000株(発行済株式総数に対する割合は3.35%)</p> <p>6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 1,250,000,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。)

新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,000円とする(以下「当初行使価額」という。) 3. 行使価額の修正 当社は平成25年3月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、当該修正日の前取引日(取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、終値のない日は除く。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。取引日の間に第4項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、500円とする。下限行使価額は、第4項の規定を準用して調整される。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第3項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

2,500,000,000円

(注)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日（当日を含む。）から平成28年3月17日（当日を含む。）までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 池袋支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.17円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(4) 本スキームの特徴、他の資金調達方法との比較」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下、「本スキーム」といいます。）は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使による手取金は、毎年800人以上を継続して採用し、今後5年間で合計4,000名以上採用することによる運転資金の増加額として約30億円、借入金の返済原資として約26億円充当することを予定しております。借入金について、平成25年2月末現在の借入金合計は2,627百万円（長期借入金1,735百万円、短期借入金892百万円）となっております。当社は、従前から借入金の圧縮を一つの経営課題としており、資本金のある資金調達による返済を検討して参りました。従いまして、当該資金の調達が一時期に実施された場合には、借入金の繰上返済資金に充当することを予定しております。一方、本スキームの特性上、一時期にまとまった資金が調達されない場合には、月々の約定返済に充当することを予定しております。繰上返済実施により、金融機関からの資金調達余力が向上することで、新たな事業機会への機動的な対応に寄与するものと考えております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を割当て、割当予定先による当該新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使価額は当初固定（第4回新株予約権は500円、第5回新株予約権は750円、第6回新株予約権は1,000円）されていますが、第6回新株予約権については、当社は平成25年3月18日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第6回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該効力発生日の前取引日（ただし、終値のない日を除きます。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表

示を含みます。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。上記取引日の間に第6回新株予約権の発行要項第11項に基づく調整の原因となる事由(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に記載の内容)が発生した場合には、当該取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出します。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初500円とし、第6回新株予約権の発行要項第11項の規定(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に記載の内容)を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。割当予定先は、本買取契約に従って当社に対して第6回新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により第6回新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、当該許可書に示された数量の範囲内でのみ第6回新株予約権を行使できます。なお、第6回新株予約権に関し、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は2,500,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる第6回新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる第6回新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

当社は、第6回新株予約権の割当日以降、当社取締役会が第6回新株予約権を取得する日を定めるときは、取得の対象となる第6回新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

(3) 資金調達方法の選択理由

第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は7,500,000株となり、当社の発行済株式総数74,573,440株から自己株式数14,032,486株を控除した60,540,954株を分母とする希薄化率は12.39%となる見込みです。もっとも、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には全て当社が有する自己株式が充当される予定ですので、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しません。なお、割当予定先が第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は平成25年1月31日現在で保有している47,300株と合わせて7,547,300株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は11.09%となる見込みです。

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、行使価額の修正を行うことのできる第6回新株予約権についても当社が希望しない限り行使価額の修正は行われなため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

行使許可条項

割当予定先は、当社の許可なく第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、割当予定先は、当社が第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から20営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内(一回あたりの権利行使上限個数は2,500,000個)でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、割当予定先による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

最大交付株式数の限定

第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の目的である当社普通株式数は7,500,000株で固定されており(行使価額を修正可能な第6回新株予約権も2,500,000株で固定)、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

買入消却条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担(但し、株式の売買等に係る手数料等の実費は除く。)は一切発生いたしません。

行使価額修正条項・選択権

上記に記載の通り、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、第6回新株予約権については、当社の判断により、行使価額の修正を開始する

ことが可能です。これによって、第6回新株予約権については当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資本調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。なお、第6回新株予約権の行使価額は下方にも修正される可能性があります。ただし、下限が500円と定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下方向修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。

自己資本調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資本調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

[デメリット]

当初に満額の資本調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資本調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記[メリット]に記載の行使価額の修正を開始しない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るといった点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当なし

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当なし

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当なし

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当なし

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当なし

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,629,000,000	10,000,000	5,619,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額（第4回新株予約権、第5回新株予約権、及び第6回新株予約権の合計4,000,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額、第4回新株予約権、第5回新株予約権、及び第6回新株予約権の合計5,625,000,000円）を合算した金額であります。

	発行に際して払込まれる金額の総額(円)	行使に際して出資される財産の価額の合計額(円)
第4回新株予約権	3,200,000	1,250,000,000
第5回新株予約権	375,000	1,875,000,000
第6回新株予約権	425,000	2,500,000,000
合計	4,000,000	5,625,000,000

- 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
- 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり5,619,000,000円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
借入金返済	2,627	平成25年3月～平成28年3月
運転資金	2,992	平成25年3月～平成28年3月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

借入金の返済

当社の借入金は、平成25年2月末現在、合計で2,627百万円（長期借入金1,735百万円、短期借入金892百万円）となっております。当社は、従前から借入金の圧縮を一つの経営課題としており、資本性のある資金調達による返済を検討して参りました。従いまして、当該資金の調達が一時期に実施された場合には、借入金の繰上返済資金に充当することを予定しております。一方、本スキームの特性上、一時期にまとまった資金が調達されない場合には、月々の約定返済に充当することを予定しております。繰上返済実施により、金融機関からの資金調達余力が向上することで、新たな事業機会への機動的な対応に寄与するものと考えております。

運転資金

建設業界は、バブル崩壊以降リストラを進めてきたことにより、技術職の年齢別就業者の割合は55歳以上が32.8%と全産業の28.6%と比べて4.2%高く、逆に29歳以下が11.8%と全産業の17.3%と比べて高齢化および若手不足が進んでいる業界です（出典：平成23年度、総務省「労働力調査」）。建設業界はこのように構造的な若手不足という問題があり、団塊の世代の退職が進む今後はさらに若手不足が進むと予想されます。また、東日本大震災の震災復興や修繕補修工事の増加、景気回復による民間工事の増加により、建設投資額は回復基調にあります（出典：財団法人建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し」）。また、当社では、過去に人材の不足により顧客からの受注案件に対応できない案件が毎月相当数発生することがございました。

このような市場環境を受け、当社は、毎年継続して1年間で若手技術社員を800人以上採用し、今後5年間で合計4,000名以上を採用する計画です。採用に特化した「夢探索カフェ」（カフェをイメージした内装のオフィスとなっており、就職活動している方が気軽に立ち寄れる施設です。）を全国の主要都市に展開することにより、今年度の実績として、平成25年1月末時点での新卒内定承諾人数で約470名、中途採用で平成24年10月から平成25年1月の4ヶ月間で196名を採用しており、上記計画での採用人数の確保については十分可能であると判断しております。なお、今後5年間で合計4,000名以上採用することにより、退職等を考慮しても、現在の約1,100名の技術社員が、平成25年9月末で1,600名、平成26年9月末で2,100名、平成27年9月末で2,600名、平成28年9月末で3,100名、平成29年9月末で3,500名と約3倍に増加する予定です。このような技術社員数の増加により、追加に必要な運転資金は、平成25年9月期に約500百万円、平成26年9月期に約1,500百万円、平成27年9月期に約3,000百万円と増加していきます。なお、運転資金の主な内訳は、給与、賞与、納税となっております。このような運転資金の増加に対応するため今回の調達資金を充当していきます。なお、計画以上に採用が順調に推移した場合には、運転資金が前倒して必要になる可能性があります。

調達した資金は上記用途に充当する予定ですが、本新株予約権は、行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。

このため、の借入金の返済に関しては、本新株予約権の行使が進まず上記の時期及び金額により充当できない可能性があります。この場合でも引き続き間接金融等で、資金調達することにより当社の業績に与える影響は限定的であり事業の継続性には支障がないと判断しております。しかしながら、当社の財務体質改善につながる資金であって当社が事業展開をしていくうえで重要な資金であり、当社としては新株予約権の行使が順調に進み、当該資金用途に充当できることを期待しております。

の運転資金に関しては、会社の成長に応じて必要額が増加していく性質があります。本新株予約権は、会社が順調に成長することに応じて行使が進んでいく特徴がありますので、必要な資金が必要な時期に調達できるものと期待しております。なお、期待に反して新株予約権の行使が進まない場合には、間接金融等で資金調達する予定であるため、当社の業績に与える影響は限定的であり、事業の継続性には支障がないと判断しております。

なお、これらは、本新株予約権の行使により現実に払込みのなされた時点の当社の財務状況や事業環境により変更される場合があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成24年6月28日 (2011年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)) 有価証券報告書(2011年度)の訂正報告書 平成24年6月28日 有価証券報告書(2011年度)の訂正報告書 平成24年7月2日 半期報告書 平成24年9月28日 (2012年度中(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)) 半期報告書(2012年度中)の訂正報告書 平成24年10月10日
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社の普通株式47,300株(平成25年1月31日現在、総議決権数の0.08%)を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、従前から借入金の圧縮と機動的資金の確保を経営課題としており、資本性のある資金調達を検討しておりました。様々な資金調達の発行条件及びスキームを検討した結果、当時の当社を取り巻く状況を加味したうえで第1回から第3回の新株予約権が最善であると判断し、平成24年7月に発行いたしました。

しかし、東日本大震災の復興の本格化、政権交代による政策の転換などにより、当社を取り巻く事業環境は大幅に変わり、業績が想定以上に堅調に推移してまいりました。また、平成24年10月には当社中期経営計画を発表し、会社の目標を上方修正しております。このような状況の変化により、平成25年1月以降、当社株価は当初の行使価格(第1回250円、第2回325円、第3回400円)を上回っております。このような状況下においては、平成24年6月に検討した際よりも好条件での資金調達が実施できる可能性が高いと判断し、平成25年1月より資本性のある資金調達に関する再検討を開始しました。

しかしながら、自己株式の処分による公募増資により十分な額の資金調達を実施することは、市場環境及び当社株式の流動性を考慮すると引続き現実的ではないこと及び公募増資は資金調達が一度で可能になるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きく、株主価値を毀損する可能性が高いものと判断しました。

このような検討の中、平成25年1月にドイツ銀行グループより、平成24年10月に発表した中期経営計画を反映した、より高いターゲット価格及びより大きなサイズの提案を受け、本スキームによる資金調達方法が当社の現在のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。なお、前回新株予約権との比較は下記の通りです。

	今回発行 (第4回 - 第6回)	前回発行 (第1回 - 第3回)
行使価格	第4回500円、第5回750円、第6回 1,000円	第1回250円、第2回325円、第3回 400円
潜在株数	7,500,000株	7,080,000株
調達予定額	5,625,000,000円	2,213,370,410円
行使価格の下限	500円 (ただし第6回のみ)	200円
行使価格の修正	前営業日終値の92% (ただし第6回のみ)	前営業日終値の90%

加えてまた当該手法はドイツ銀行グループが、平成19年に独自に開発したオリジナル手法であり、当該手法を用いた資金調達を行うには、既に実績があることも踏まえ、当社は、本スキームによる資本性の資金調達が実施できる可能性が高いと判断し、ドイツ銀行グループを割当先に選定するのが最善であると判断いたしました。

またドイツ銀行グループは、大手金融グループであり、下記「(4)割当予定先の払込みに有する財産の存在について確認した内容」と「(6)割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達に当たり十分な信用力を有するものと認識しております。尚、平成24年7月17日に発行した第1回、第2回及び第3回新株予約権に関しては、本日開催の取締役会にて今後は当該各新株予約権の行使を許可しない方針である旨、決議しております。

d. 割り当てようとする株式の数

ドイツ銀行ロンドン支店：新株予約権の目的である株式の総数7,500,000株(第4回2,500,000株、第5回2,500,000株、第6回2,500,000株)

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権を保有する予定です。

また、第6回新株予約権について、当社と割当予定先は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第6回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第6回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使をすることができない旨を第6回新株予約権の買取契約において定めます。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は56,358百万ユーロ(約67,770億円、換算レート 1ユーロ120.25円)(連結、平成24年6月30日現在、無監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、英国金融サービス機構(Financial Services Authority)の監督及び規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融サービス機構ホームページ、ドイツ銀行のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先並びに割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、並びに反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(社名：株式会社赤坂国際会計、代表取締役：黒崎 知岳、住所：東京都港区赤坂二丁目11番15号)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使請求期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本

新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける行使許可条項、買入消却条項、及び行使価額修正条項・選択権に関して、当社の資金調達需要等に関する一定の前提に基づき、当社がより行使価額の高い新株予約権の行使が促進されるような行動をとることを仮定するとともに、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第4回は3,200,000円、第5回は375,000円、第6回は425,000円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成25年2月27日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第4回は11.11%、第5回は66.67%、第6回は122.22%上回る額としました。行使価額は、行使期間内に行使されると当社が期待している金額を設定しており、当社が希望する価額での調達が株価の成長段階に応じてできるように、各行使価額の差を均等に設定いたしました。なお、本新株予約権の当初行使価額はいずれも、平成25年2月27日の取引所における当社普通株式の普通取引終値の届出書提出日に先立つ1ヶ月(平成25年1月28日乃至平成25年2月27日)、3ヶ月(平成24年11月28日乃至平成25年2月27日)及び6ヶ月間(平成24年8月28日乃至平成25年2月27日)の平均である486円、419円及び344円を上回っております。

	株価	第4回	第5回	第6回
1ヶ月平均	486円	2.88%	54.32%	105.76%
3ヶ月平均	419円	19.33%	79.00%	138.66%
6ヶ月平均	344円	45.35%	118.02%	190.70%

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見につきましては、同様の検討を行った結果として、本日開催の取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)が本新株予約権の発行は有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は7,500,000株であり、平成25年2月28日現在の当社の発行済株式総数74,573,440株から自己株式数14,032,486株を控除した60,540,954株を分母とする希薄化率は12.39%と想定されます。また、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は平成25年1月31日現在で保有している47,300株と合わせて7,547,300株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は11.09%となる見込みです。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達により、借入金の返済及び運転資金に充当することで計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。また、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式にはすべて当社が有する自己株式が充当される予定ですので、発行済株式総数は増加しません。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式 数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
佐藤 真吾	東京都世田谷区	26,259	43.37%	26,259	38.59%

ドイツ銀行ロンドン支店 (ドイチェバンクアー ゲーロンドン610) (常任代理人ドイツ証券 株式会社)	Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt Am Main, Federal Republic of Germany (東京都千代田区永田町二丁 目11番1号 山王パークタ ワー)	3	0.00%	7,503	11.03%
有限会社佐藤総合企画	東京都千代田区内幸1丁目1- 7	9,344	15.43%	9,344	13.73%
佐藤 淑子	東京都世田谷区	3,328	5.50%	3,328	4.89%
深井 英樹	千葉県我孫子市	1,153	1.90%	1,153	1.69%
The Bank of New York, Non-Treaty JASDEC Account (常任代理人株式会社三 菱東京UFJ銀行決済事業 部)	Global Custody, 32nd Floor One Wall Street, New York, NY 10286 USA (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1)	886	1.46%	886	1.30%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12 番3号品川シーサイド楽天 タワー	859	1.42%	859	1.26%
The Bank of New York, Mellon as Agent BNYM as EA (常任代理人株式会社み ずほコーポレート銀行決 済営業部)	The Bank of New York Mellon One Wall Street New York, NY 10286 USA (東京都中央区月島4丁目1 6-13)	850	1.40%	850	1.25%
State Street Bank and Trust Company 505019 (常任代理人香港上海銀 行東京支店)	Aib International Centre P. O. Box 518 IFSC Dublin, Ireland (東京都中央区日本橋3丁目 11-1)	568	0.94%	602	0.88%
佐藤 幹雄	東京都江東区	476	0.79%	476	0.70%
計		43,723	72.22%	51,257	75.33%

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当予定先であるドイツ銀行グループの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先は、本新株予約権行使後の当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条は、銀行業を営む会社は、原則ほかの事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式数の5%を超えて保有することはできません。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年9月30日現在の所有株式数及び平成25年2月28日現在の総議決権数に基づき、(1)割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、且つ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
5. 割当予定先の所有株式数は、平成24年9月30日現在3,200株ですが、その後の追加取得により平成25年1月31日現在47,300株となっております。平成25年1月31日現在の所有株式数及び平成25年2月28日現在の総議決権数に基づき、割当予定先の総議決権数に対する所有議決権数の割合は0.08%となります。また、平成25年1月31日現在の所有株式数及び平成25年2月28日現在の総議決権数に基づき、(1)割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、且つ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、11.09%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第34期、提出日平成24年12月18日）及び四半期報告書（第35期第1四半期、提出日平成25年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、それぞれの提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期）提出日（平成24年12月18日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成24年12月25日提出）

1．提出理由

当社は、平成24年12月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年12月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円50銭 総額146,352,388円

ロ 効力発生日

平成24年12月19日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

佐藤真吾、矢島英一、佐藤大央、友松成夫の各氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成（反対）割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	443,902	277	0	(注)1	可決 99.94
第2号議案 定款一部変更の件	444,032	147	0	(注)2	可決 99.97
第3号議案 取締役4名選任の件					
佐藤 真吾	431,952	12,227	0	(注)3	可決 97.25
矢島 英一	443,792	387	0		可決 99.91
佐藤 大央	443,692	487	0		可決 99.89
友松 成夫	443,792	387	0		可決 99.91

(注)1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および、当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第1四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報組織組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月14日

株式会社夢真ホールディングス

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高木 快雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大嶋 豊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社夢真ホールディングスの平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社夢真ホールディングスが平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月14日

株式会社夢真ホールディングス

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 高木 快雄
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大嶋 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングスの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社夢真ホールディングス

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高木 快雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大嶋 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。